



# 宮 崎 県 公 報

平成23年 8 月11日 (木曜日) 第 2310 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

公 告	頁	○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し…………… (管理課) 1
○家畜人工授精講習会の開催…………… (畜産課) 1		○都市計画の変更の案に関する公聴会の開催 (4 件) …………… (都市計画課) 2

## 公 告

家畜改良増殖法 (昭和25年法律第 209号) 第16条第 2 項に規定する平成23年度の家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催する。

平成23年 8 月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 開催期日  
平成23年10月26日 (水曜日) から12月 1 日 (木曜日) まで
- 開催場所  
児湯郡高鍋町大字持田5733番地 県立農業大学校
- 家畜の種類  
牛
- 受講申込手続
  - 受講願書の受付期間  
平成23年 8 月22日 (月曜日) から 9 月 2 日 (金曜日) まで
  - 受講願書の提出先  
最寄りの家畜保健衛生所

- 受講願書の提出  
所定の受講願書に最近 3 箇月以内撮影の写真 (縦 5 センチメートル、横 4 センチメートル) 2 枚を添付して提出すること。
- 受講手数料  
33,000円 (受講の際、宮崎県収入証紙により納付すること。)
- その他
  - テキストは、社団法人日本家畜人工授精師協会 (〒 135-0041 東京都江東区冬木11番17号インマビル17階 電話03-5621-2070 F A X 03-5621-2077) 発行の家畜人工授精講習会テキスト (家畜人工授精編) を使用するのあらかじめ準備すること。
  - この講習会に関する問合せは、最寄りの家畜保健衛生所又は宮崎県農政水産部畜産・口蹄疫復興対策局畜産課 (電話0985-26-7139) にすること。

建設業法 (昭和24年法律第 100号) 第29条第 1 項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

平成23年 8 月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となった事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮 崎 県 知 事 許 可 (般-18)第1618号	(株)北ノ 蘭組	北ノ 蘭 清隆	宮崎県小林市大字真方4363- 1	一般	管工事業	平成23年 6 月30日付けで廃業した旨の届	平成23年 6 月30日 (一部廃業)
宮 崎 県 知 事 許 可 (般-18)第5873号	カンテック(株)	稲田 幹男	宮崎県延岡市旭ヶ丘5- 7 -12	一般	大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業、水道施設工事業	平成23年 6 月6日〃	平成23年 6 月6日 (一部廃業)
宮 崎 県 知 事 許 可 (般-22)第7547号	(株)向洋ハウジング	石塚 吉則	宮崎県延岡市惣領町11- 13	一般	土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業	平成23年 6 月29日〃	平成23年 6 月29日 (一部廃業)
宮 崎 県 知 事 許 可 (般-20)第 10846号	(有)ニュータ	入田 修一	宮崎県宮崎市村角町原口2608- 1	一般	管工事業	平成23年 6 月23日〃	平成23年 6 月23日 (一部廃業)

宮崎県知事許可 (般-19)第 12321号	(株)エヌ・エス・ ビー	海江田 照雄	宮崎県都城市上川東 4-3-11	一般	土木工事業、鋼構造物工事業、塗装工事業	平成23年 6 月 8 日 "	平成23年 6 月 8 日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-21)第 12604号	コゾノコーポ レーション(株)	小園 裕之	宮崎県小林市細野61-17	一般	土木工事業、とび・土工工事業、管工事業	平成23年 6 月 2 日 "	平成23年 6 月 2 日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-18)第5717号	川崎電設	川崎 利行	宮崎県都城市下長飯町 1248	一般	電気工事業	平成23年 6 月 7 日 "	平成23年 6 月 7 日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (特-18)第6269号	押川産業(株)	押川 恵	宮崎県都城市梅北町18 29	特定	土木工事業、とび・土工工事業	平成23年 6 月 24 日 "	平成23年 6 月24 日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-18)第8160号	(有)共和アルミ 工業	三雲 宣幸	宮崎県宮崎市大字本郷北方草葉21 64	一般	建具工事業	平成23年 6 月 22 日 "	平成23年 6 月22 日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-19)第 11730号	(有)佐和工務店	池邊 貴嗣	宮崎県日向市大字塩見 370-1	一般	土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、水道施設工事業	平成23年 6 月 14 日 "	平成23年 6 月14 日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-22)第 12767号	竹村内装	竹村 晃一	宮崎県宮崎市月見ヶ丘 6-8-4	一般	内装仕上工事業	平成23年 6 月 6 日 "	平成23年 6 月 6 日 (全廃業)

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第16条第 1 項及び都市計画法施行細則（昭和45年宮崎県規則第63号）第 3 条第 1 項の規定により、宮崎広域都市計画の変更の案について次のとおり公聴会を開催する。

平成23年 8 月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成23年 9 月 1 日 午後 1 時30分

(2) 場所

宮崎県庁 7 号館 1 階 711号室 宮崎市旭 1 丁目 3 番 6 号

2 都市計画の変更の案の概要

宮崎広域都市計画区域（宮崎市及び国富町のそれぞれの一部）に係る都市計画法第 6 条の 2 第 1 項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）に関する都市計画の案は、次のとおりである。

(1) 都市計画の目標

- ア 宮崎市を中心とした、県全体の連携の要となる、県央の広域都市圏の形成
- イ 自然や田園と共生した秩序ある高質な集約的市街地の形成
- ウ 多様な自然、歴史及び田園環境の圏域としての一体的保全

(2) 区域区分の決定の有無

本都市計画区域においては、区域区分を定める。

(3) 主要な都市計画の決定の方針

土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業、自然環境の保全及び自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針を定める。

3 意見公述の申出期間

作成しようとする都市計画の変更の案の都市計画区域に係る市町の住民及び当該区域内にある土地又はその土地に定着する物件の所有者その他当該土地に関し利害を有する者は、平成23年 8 月 11日から平成23年 8 月25日までに公述の申出を宮崎県知事に対し

て行うことができる。

4 その他

(1) 都市計画の変更の案の縦覧場所

宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県宮崎土木事務所及び宮崎県高岡土木事務所並びに宮崎市都市整備部都市計画課、宮崎市清武総合支所建設課及び国富町都市建設課

(2) 都市計画の変更の案の縦覧期間

平成23年 8 月11日から平成23年 8 月25日まで

(3) 公聴会の中止

意見公述の申出がなかった場合は、公聴会を中止する。

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第16条第 1 項及び都市計画法施行細則（昭和45年宮崎県規則第63号）第 3 条第 1 項の規定により、日向延岡新産業都市計画の変更の案について次のとおり公聴会を開催する。

平成23年 8 月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成23年 9 月 2 日 午後 1 時30分

(2) 場所

延岡市中小企業振興センター 5 階会議室 1 延岡市東本小路 121番地 1

2 都市計画の変更の案の概要

日向延岡新産業都市計画区域（延岡市、日向市及び門川町のそれぞれの一部）に係る都市計画法第 6 条の 2 第 1 項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）に関する都市計画の案は、次のとおりである。

(1) 都市計画の目標

- ア 延岡市を中心とした東九州の中核を担う、県北の広域都市圏の形成
- イ 自然や田園と共生した秩序ある集約的市街地の形成
- ウ 自然・歴史・文化・地域産業などの地域資源を活かした、

五ヶ瀬川及び耳川の河川流域単位での広域連携の形成

(2) 区域区分の決定の有無

本都市計画区域においては、区域区分を定める。

(3) 主要な都市計画の決定の方針

土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業、自然環境の保全及び自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針を定める。

3 意見公述の申出期間

作成しようとする都市計画の変更の案の都市計画区域に係る市町の住民及び当該区域内にある土地又はその土地に定着する物件の所有者その他当該土地に関し利害を有する者は、平成23年8月11日から平成23年8月25日までに公述の申出を宮崎県知事に対して行うことができる。

4 その他

(1) 都市計画の変更の案の縦覧場所

宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県延岡土木事務所及び宮崎県日向土木事務所並びに延岡市都市建設部都市計画課、日向市建設部まちづくり政策課及び門川町環境建設課

(2) 都市計画の変更の案の縦覧期間

平成23年8月11日から平成23年8月25日まで

(3) 公聴会の中止

意見公述の申出がなかった場合は、公聴会を中止する。

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第16条第 1 項及び都市計画法施行細則（昭和45年宮崎県規則第63号）第 3 条第 1 項の規定により、宮崎広域都市計画の変更の案について次のとおり公聴会を開催する。

平成23年8月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成23年9月1日 午後3時

(2) 場所

宮崎県庁 7 号館 1 階 711号室 宮崎市旭 1 丁目 3 番 6 号

2 都市計画の変更の案の概要

宮崎広域都市計画区域（宮崎市及び国富町のそれぞれの一部）に係る都市計画法第 7 条第 1 項に規定する市街化区域及び市街化調整区域の区分の変更

3 意見公述の申出期間

作成しようとする都市計画の変更の案の都市計画区域に係る市町の住民及び当該区域内にある土地又はその土地に定着する物件の所有者その他当該土地に関し利害を有する者は、平成23年8月11日から平成23年8月25日までに公述の申出を宮崎県知事に対して行うことができる。

4 その他

(1) 都市計画の変更の案の縦覧場所

宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県宮崎土木事務所及び宮崎県高岡土木事務所並びに宮崎市都市整備部都市計画課、宮崎市清武総合支所建設課及び国富町都市建設課

(2) 都市計画の変更の案の縦覧期間

平成23年8月11日から平成23年8月25日まで

(3) 公聴会の中止

意見公述の申出がなかった場合は、公聴会を中止する。

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第16条第 1 項及び都市計画法施行細則（昭和45年宮崎県規則第63号）第 3 条第 1 項の規定により、日向延岡新産業都市計画の変更の案について次のとおり公聴会を開催する。

平成23年8月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成23年9月2日 午後3時

(2) 場所

延岡市中小企業振興センター 5 階会議室 1 延岡市東本小路 121番地 1

2 都市計画の変更の案の概要

日向延岡新産業都市計画区域（延岡市、日向市及び門川町のそれぞれの一部）に係る都市計画法第 7 条第 1 項に規定する市街化区域及び市街化調整区域の区分の変更

3 意見公述の申出期間

作成しようとする都市計画の変更の案の都市計画区域に係る市町の住民及び当該区域内にある土地又はその土地に定着する物件の所有者その他当該土地に関し利害を有する者は、平成23年8月11日から平成23年8月25日までに公述の申出を宮崎県知事に対して行うことができる。

4 その他

(1) 都市計画の変更の案の縦覧場所

宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県延岡土木事務所及び宮崎県日向土木事務所並びに延岡市都市建設部都市計画課、日向市建設部まちづくり政策課及び門川町環境建設課

(2) 都市計画の変更の案の縦覧期間

平成23年8月11日から平成23年8月25日まで

(3) 公聴会の中止

意見公述の申出がなかった場合は、公聴会を中止する。

--	--